

令和5年8月(令和5年度第5回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和5年8月25日(金) 午後4時00分～

2. 場 所 内之浦銀河アリーナ 小ホール

3. 出席委員 (13名)

委員	1番	坂口利邦
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 2番 富永 浩二 7番 福田 智浩 14番 吉永 良行

5. 議事録署名委員 15番 福園 幸雄 1番 坂口 利邦

6. 議 題 議案第18号 農地法第3条許可申請の件について
議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
4 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 松元 幸一 次長兼係長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. 農地利用最適化推進委員 13名 出席

11. — 閉会 —

第 5 回定例総会 会議の概要

【午後 4 時 00 分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和 5 年度肝付町農業委員会第 5 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 16 名中 13 名です。2 番の富永浩二委員、7 番の福田智浩委員、14 番の吉永良行委員からそれぞれ欠席届が提出されています。</p> <p>肝付町農業委員会会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、今回は農地利用最適化推進委員の皆様にも出席依頼をし、13 名の方に出席いただいております</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>皆さんお疲れ様です。</p> <p>本日の定例総会は、このメンバーで開催する最後の総会となりました。</p> <p>これまで委員の皆様方には農業委員会の業務運営に対し、いろいろとご協力いただきありがとうございました。</p> <p>新型コロナウイルスの発生もあり、行事や業務などスムーズに遂行できなかった面もありましたが、何とか 3 年間乗り切ることができました。</p> <p>それと、現在早期水稻の刈入れが、台風の影響と長雨により、農家の皆さんは大変ご苦労されているとお察しいたします。</p> <p>これから、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、15 番の福園幸雄委員と 1 番の坂口利邦委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 18 号から議案第 19 号まであります。報告協議が 1 から 4 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、資料にあります日時、用件のとおりの会合に出席しております。【各会合について、内容報告あり。】</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 18 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 18 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 12 件の申請で、所有権移転の売買が 4 件と贈与が 8 件となっています。売買の 4 件は、田が 3 筆で 4,693 平方メートル、畑が 6 筆で 6,565 平方メートルです。贈与の 8 件は、田が 9 筆で 11,701 平方メートル、畑が 9 筆で 6,958 平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇番〇、畑が 1 筆で 1,183 平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号 2 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が波見字〇〇 〇〇番外 4 筆、田が 4 筆で 1,757 平方メートル、畑が 1 筆で 136 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇町の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇番外 1 筆、田が 1 筆で 1,008 平方メートル、畑が 1 筆で 964 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇番外 3 筆、田が 1 筆で 408 平方メートル、畑が 3 筆で 2,374 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇番外 1 筆、田が 2 筆で 7,503 平方メートルです。</p> <p>整理番号 6 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇町の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番外 4 筆、畑が 5 筆で 5,382 平方メートルです。</p> <p>整理番号 7 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、田が 1 筆で 1,025 平方メートルです。</p> <p>整理番号 8 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番外 1 筆、田が 2 筆で 2,160 平方メートルです。</p> <p>整理番号 9 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇、田が 1 筆で 2,533 平方メートルです。</p> <p>整理番号 10 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇番外 1 筆、畑が 2 筆で 2,726 平方メートルです。</p> <p>整理番号 11 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇番、畑が 1 筆で 143 平方メートルです。</p> <p>整理番号 12 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が富山字〇〇 〇〇番〇、畑が 1 筆で 615 平方メートルです。</p> <p>以上、12 件の申請については、いずれの譲受人も効率的な農地利用につきまして、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。1 番から 12 番まであります。</p> <p>それでは、12 件の申請について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 18 号農地法第 3 条許可申請の 12 件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。</p> <p>議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和 5 年 8 月集計分について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の令和 5 年 8 月集計分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転ですが、内之浦地区は田が 1 件の 1 筆で 279 平方メートルです。高山地区は畑が 2 件の 3 筆で 4,100 平方メートルです。詳細につきましては 3 ペ</p>

	<p>ージに掲載してあります。この案件は先月までの総会であっせん申し出があった分になります。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定は田が1件の1筆で1,185平方メートル、再設定は田が6件の9筆で8,775平方メートルでした。</p> <p>高山地区ですが、新規設定は田が2件の2筆で5,681平方メートル、畑が9件の13筆で34,454平方メートル、再設定は田が3件の5筆で3,963平方メートル、畑が16件の27筆で48,124平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が12件の17筆で19,604平方メートル、畑が25件の40筆で82,578平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、37件の57筆で102,182平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が4ページ、高山地区が5ページから6ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>所有権移転が3ページに3件ありますので審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、所有権移転3件については提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、利用権設定について審議いたします。</p> <p>内之浦地区が4ページに7件あります。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p> <p>それでは、内之浦地区の7件を一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、内之浦地区の7件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、高山地区が5ページから6ページに30件あります。まずは、お目通しのほどお願いいたします。</p> <p>それでは、1番から30番までを一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、高山地区の30件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、7ページをお開き下さい。</p> <p>報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」2件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました2件分の確認を終わります。</p> <p>つづきまして、8ページをお開きください。</p> <p>報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が5件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p>

	<p>まずは「あ-5-30」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-5-30」について説明いたします。</p> <p>申出人が、〇〇市〇〇 〇〇番〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町後田字〇〇 〇〇番〇 外1筆で、地目・面積は田が2筆2,062平方メートル、あっせんの種類が貸付希望で、希望価格については10アール当たり米2俵で、希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-30」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-32」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-32」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇丁目〇〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番〇 外3筆で、地目・面積は、田が3筆2,744平方メートル、畑が1筆257平方メートル、あっせんの種類は譲渡または貸付希望です。希望価格については周辺相場で、希望期間は5年となっています。その他条件として、田の貸付の場合、借り手が土地改良費を負担すれば賃借料は無償となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田と畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-32」のあっせん委員に、地区委員の福園委員、黒江委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-33」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-33」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇丁目〇〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇 外4筆で、地目・面積は、畑が3,093平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇住宅付近と〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-33」のあっせん委員に、新富地区を富永委員と白田委員で、後田地区を永野委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-34」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-34」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇番 他1筆で、地目・面積は、田が2筆3,605平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については10アール当たり200,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-34」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と上名主委員でお願いします。</p>

	つづきまして、「あ-5-35」について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>「あ-5-35」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇 外2筆で、地目・面積は、畑が3筆1,578平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇住宅付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-35」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と上岡委員でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>次に11ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん申し出に係る整理について、11ページから14ページにあっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めていただきました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ掲載しております。</p> <p>あっせんが成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧ください、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議長	この件に関しまして何かありませんか。
議長	事務局に1点伺いますが、14ページの借受希望で以前あっせん申し出があった農事組合法人から何らかの打診はありましたか。
事務局	最初事務局へ来庁し、あっせん申し出が提出されたあと、後日話を聞きに来ると連絡があっただけで、その後一切向こうからの連絡はありません。
議長	わかりました。 他に何かありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	<p>それでは、質問等ないようですので、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について終わります。</p> <p>次に報告・協議の4番、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について、担当課の農業振興課より東課長補佐が出席されておりますので、説明をお願いします。</p>
農業振興課	農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、肝付町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という）の一部変更に関しての内容説明
議長	只今、担当課の方から基本構想の一部変更について説明がありましたが、皆さんから質問等ございますか。
	【特に質問等なし】
議長	<p>特に質問等ないようですので、それぞれの委員が資料の内容を今一度精査し、意見等がありましたら今月末までに別紙の様式にて事務局へご提出ください</p> <p>その他に入りますが、みなさんから何かありませんか。</p>

	【なしとの声あり】
議 長	ないようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、9月26日(金)の予定です。 それでは以上で、8月の定例総会を閉会いたします。

<午後4時38分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和5年8月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 福園 幸雄

委 員 坂口 利邦